

国立大学法人京都教育大学学長選考規程実施細則

平成16年 9月 6日 制 定
令和 6年 3月 19日 最終改正

(趣 旨)

第1条 この細則は、国立大学法人京都教育大学学長選考・監察会議規程（以下「選考・監察会議規程」という。）、及び国立大学法人京都教育大学学長選考規程（以下「選考規程」という。）に基づき学長選考の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

(公 示)

第2条 学長選考・監察会議は、選考規程第3条により学長を選考するときは、同第5条、第7条及び第8条に定める事項を公示するものとする。

2 公示の場所は、学長選考・監察会議が別に定める。

第3条 削 除

(学長候補適任者の登録)

第4条 学長選考・監察会議は、選考規程第5条に定めるところにより推薦された学長候補適任者を登録する。

2 学長選考・監察会議は、学長候補適任者の推薦受付終了後、五十音順に学長候補適任者の氏名を公表する。ただし、推薦者の氏名は、公表しない。

第5条 削 除

第6条 削 除

(意向投票管理委員会)

第7条 学長選考・監察会議に、選考規程第8条の意向聴取を行うため、意向投票管理委員会を置く。

2 前項の意向投票管理委員会に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

(意向聴取のための投票に係る休職者等の取扱)

第8条 意向聴取のための投票は、次の各号に掲げる者を除くものとする。

- 一 休職中の者
- 二 出勤停止中の者
- 三 就業禁止中の者
- 四 育児・介護休業中の者（部分休業中の者を除く。）
- 五 大学院修学休業者

(有資格者名簿)

第9条 学長選考・監察会議は、意向聴取のための投票の有資格者名簿を作成する。

(投票用紙)

第10条 投票用紙は、投票当日に投票場において、有資格者名簿で確認のうえ交付する。不在の場合の投票用紙の交付は、別に定める。

(投票場)

第11条 投票場は、必要に応じて各地区に設けることができるものとする。

(意向聴取のための投票の日程)

第12条 選考規程第8条第2項の投票は、1日の中に完了させる。

(不在の場合の意向聴取)

第13条 選考規程第8条第2項の投票は、次の各号に該当する場合に不在の投票を行うことができるものとする。

- 一 出張、研修、兼業のため、勤務場所を離れ、当日投票することができないとき
- 二 年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇のため、当日投票することができないとき
- 三 勤務を要する日でない又は勤務しないことの承認を受けているため、当日投票することができないとき

四 本学の教育業務及び管理運営業務のため、当日投票することができないとき

五 その他、学長選考・監察会議が、当日投票することができないと認めたとき

2 不在の投票を行う者は、文書をもって学長選考・監察会議に申し出なければならない。

3 不在の投票を行う者は、所定の投票用紙に記載し、所定の封筒に入れて封印し、提出する。

(雑 則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が定める。

2 学長選考の実施に関し疑義が生じたときは学長選考・監察会議の議により決定する。

附 則

この細則は、平成16年9月6日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年12月15日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成20年8月26日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年7月8日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第10号)

この細則は、令和5年7月11日から施行し、令和5年7月10日から適用する。

附 則 (令和5年規程第102号)

この細則は、令和6年4月1日から施行する。